

注記（一般会計等）

1 重要な会計方針

(1)有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ①有形固定資産 取得原価
- ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
- ア 昭和 59 年度以前に取得したもの 再調達原価
- ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- イ 昭和 60 年度以後に取得したもの
- 取得原価が判明しているもの 取得原価
- 取得原価が不明なもの 再調達原価
- ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

(2)有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ②有価証券
- ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格
- イ 市場価格のないもの 取得原価
- ③出資金
- ア 市場価格のないもの 出資金額

(3)有形固定資産等の減価償却の方法

- ①有形固定資産（リース資産を除きます。） 定額法
- なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
- | | |
|-----|-----------|
| 建物 | 14 年～50 年 |
| 工作物 | 10 年～60 年 |
| 物品 | 3 年～20 年 |

(4)引当金の計上基準及び算定方法

- ①徴収不能引当金
- 未収金及び長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。
- ②退職手当引当金
- 退職手当債務から山梨県市町村総合事務組合退職手当組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除し

た額に、山梨県市町村総合事務組合退職手当組合における積立金額の運用益のうち当組合へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①物品及びソフトウェアの計上基準

取得価額又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。

②資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

- | | |
|-------------------------|------------|
| (1) 会計方針の変更 | 該当事項ありません。 |
| (2) 表示方法の変更 | 該当事項ありません。 |
| (3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更 | 該当事項ありません。 |

3 重要な後発事象 該当事項ありません。

4 偶発債務 該当事項ありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計及び渇水対策事業特別会計

②地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は次の通りです。

実質赤字比率	-	%
連結実質赤字比率	-	%
実質公債費比率	9.1	%
将来負担比率	20.8	%

⑤利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以前の支出予定額 115,244 千円

⑥繰越事業に係る将来の支出予定額 93,876 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

①売却可能資産

ア 範囲 公有財産のうち、普通財産に該当するもの（墓地・境内地を除く）

イ 内訳

事業用資産	12,900 千円 (12,900 千円)
土地	12,900 千円 (12,900 千円)

上記の(12,900 千円)は貸借対照表における帳簿価額を記載しています。

ウ 減価償却累計額 - 千円

②地方公共団体の財政健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	5,423,416 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	553,331 千円
将来負担額	10,138,978 千円
充当可能基金額	3,348,515 千円
特定財源見込額	218,773 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	5,241,802 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 630,761 千円

② 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	744,327 千円
未収債権、未払債務等の増加（減少）	25,541 千円
減価償却費	△ 436,270 千円
徴収不能引当金の増減額	△ 1,876 千円
退職手当引当金の増減額	67,569 千円
賞与引当金の増減額	△ 3,271 千円
固定資産除却損益	4,222 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	38,394 千円
純資産変動計算書の本年度差額	438,636 千円

③ 一時借入金

一時借入金の借入はありません。なお、一時借入金の限度額は 500,000 千円です。

④ 重要な非資金取引

有形固定資産の無償取得 2,528,676 千円